

【Web資料Ⅲ－㉔ 産業医に関する最高裁判決・裁判例】

[労働者との関係]

北興化工機事件・札幌地判平成16年3月26日

「原告〔労働者〕は、被告X〔産業医〕が、①被告会社から選任を受けた産業医として、被告会社に所属する原告の疾病を増悪させないため、原告に定期健康診断の受診を命じたり、原告の出張制限、検査及び受診時間を付与するなどの措置をとらなかった、また、被告会社をして同様の措置をとらせなかった、②産業医として労働安全指導契約に基づく原告に対する健康維持のための指導を行わなかった、③被告会社との間の昭和48年3月15日付け産業医に係る契約は第三者のためにする契約であり、第三者である原告は受益の意思表示をしたところ、これに基づいて生じた債務を履行しなかった、と主張し、債務不履行責任がある旨を述べるが、原告が主張する事実は、被告会社の産業として、被告Xの被告会社に対する債務不履行責任を生じさせることはあっても、原告との間で、個別の医療契約を離れて債務不履行責任を生じさせるものではないと解される。」

[産業医の注意義務]

東京海上火災保険・海上ビル診療所事件・最2小判平成15年7月8日

原審支持。

原審（東京高判平成10年2月26日）

「しかしながら、債務不履行又は不法行為をもって問われる医師の注意義務の基準となるべきものは、当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であって、定期健康診断におけるレントゲン読影医の注意義務の水準としては、これを行う一般臨床医の医療水準をもって判断せざるをえないというべきであり、このことは被控訴人〔産業医〕がレントゲン写真の読影につき豊富な経験を有していたとしても異なる（なお、控訴人らは、被控訴人東京海上がレントゲン写真読影専門医を要していることを社員に積極的に宣伝していたことからしても、一般臨床医を基準とすべきではないと主張するが、被控訴人東京海上が右のように積極的に宣伝していたことを認めるに足りる証拠はない。）。」

「そして、定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする健診や何かの疾患があると推認される患者について具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なり、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるものであり、したがって、そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から以上の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度にはおのずと限界があるというべきである。したがって、被控訴人〔産業医〕が本件レントゲン写真につき「異常なし」と診断したことに、過失を認めることはできない。」

[労働者に対する不適切な言動]

財団法人大阪市K協会事件・大阪地判平成23年10月25日

「(略) 認定した事実によれば、被告〔産業医〕は、原告が自律神経失調症であり、休職中であるという情報を与えられた上で、原告との面談に臨んでいたにもかかわらず、原告に対し、薬に頼らず頑張るよう力を込めて励ましたり、原告の現在の生活を直接的な表現で否定的に評価し、その克服に向けた努力を求めたりしていたことが認められる。」

「ところで、被告は、産業医として勤務している勤務先から、自律神経失調症により休職中の職員との面談を依頼されたのであるから、面談に際し、主治医と同等の注意義務までは負わないものの、産業医として合理的に期待される一般的知見を踏まえて、面談相手である原告の病状の概略を把握し、面談においてその病状を悪化させるような言動を差し控えるべき注意義務を負っていたものと言える。」

「そして、産業医は、大局的な見地から労働衛生管理を行う統括管理に尽きるものではなく、メンタルヘルスケア、職場復帰の支援、健康相談などを通じて、個別の労働者の健康管理を行うことをも職務としており、産業医になるための学科研修・実習にも、独立の科目としてメンタルヘルスが掲げられていること(略)に照らせば、産業医には、メンタルヘルスにつき一通りの医学的知識を有することが合理的に期待されるものというべきである。」

「してみると、たしかに自律神経失調症という診断名自体、交感神経と副交感神経のバランスが崩れたことによる心身の不調を総称するものであって、特定の疾患を指すものではないが、一般に、うつ病や、ストレスによる適応障害などとの関連性は容易に想起できるのであるから、自律神経失調症の患者に面談する産業医としては、安易な激励

や、圧迫的な言動、患者を突き放して自助努力を促すような言動により、患者の病状が悪化する危険性が高いことを知り、そのような言動を避けることが合理的に期待されるものと認められる。」

「してみると、原告との面談における被告の（略）言動は、被告があらかじめ原告の病状について詳細な情報を与えていなかったことを考慮してもなお、上記の注意義務に反するものといえることができる。」